

母子家庭等・父子家庭医療費助成事業所得制限限度額表
(児童扶養手当所得制限準用)

【本人（受給資格者）】(児童扶養手当法第9条第1項・児童扶養手当法施行令第2条の4第2項)

(単位：千円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得額	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980

1 本表の「扶養親族等」は以下の者である。

- ① 本人（受給資格者）の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族
- ② ①に該当しない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で、本人（受給資格者）が前年の12月31日において生計を維持したもの

2 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者については、本表の所得額に次の金額を加算した額とする。

(1) 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき10万円

(2) 特定扶養親族等又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき15万円

例1) 扶養数3人（うち老人扶養親族1人）の場合は、3,320千円 (=3,220千円+100千円)

例2) 扶養数2人（うち老人扶養親族1人・特定扶養親族1人）の場合は、3,090千円 (=2,840千円+100千円+150千円)

※「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。

「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいう。

【孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者】(児童扶養手当法第9条の2・第10条)

(児童扶養手当法施行令第2条の4第6項・第7項)

(単位：千円)

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	右のうち老人扶養親族の数						
所得額	0人	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
	1人		2,740	3,180	3,560	3,940	4,320
	2人			3,180	3,620	4,000	4,380
	3人				3,620	4,060	4,440
	4人					4,060	4,500
	5人						4,500

1 本表の「扶養親族等」は以下の者である。

① 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族

② ①に該当しない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で、養育者が前年の12月31日において生計を維持したもの

2 本表に記載のとおり、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算して算出する。

(注) 前出の二表で審査する所得は、次の1の所得から2及び3の控除額を差し引いた額である。(= 1 - 2 - 3)

1 地方税法に定める所得(児童扶養手当法施行令第3条)

・総所得金額

(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)

・退職所得金額

・山林所得金額

・土地等に係る事業所得等の金額

・長期譲渡所得の金額

(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その額を控除した金額)

・短期譲渡所得の金額

(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その額を控除した金額)

・先物取引に係る雑所得等の金額

・条約適用利子等の額、条約適用配当等の額

・特例適用利子等の額、特例適用配当等の額

・父又は母からの児童の養育に必要な費用について、受取人が母、父又は児童である場合にその金品等金額の80%

2 政令に定める額(児童扶養手当法施行令第4条第1項)

・社会保険料相当分 8万円

3 政令に規定する各種控除額(児童扶養手当法施行令第4条第2項)

(1) 地方税法による控除額 相当額

・雑損控除

・医療費控除

・小規模企業共済等掛金控除

・配偶者特別控除

・肉用牛の売却による事業所得

(2) 障害者控除 27万円

(特別障害者控除 40万円)

(3) 寡婦控除 27万円 ※ただし、母の場合は控除しない。

ひとり親控除 35万円 ※ただし、母(父)の場合は控除しない。

(4) 勤労学生控除 27万円